

## 主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編	第2編	「酒税法」等の一部改正に伴い所要の整備を行った。
23-1	23-1	
(削除)	23-2	
23-2	23-3	
23-3	23-4	
23-4	23-5	
附則(平成29年法律第4号関係)		発泡酒の製造免許等に関する経過措置の取扱いを明確化した。
35-1-1	35-1-1	
35-2-1	35-2-1	
35-3-1	(新設)	
35-3-2	(新設)	
35-3-3	(新設)	
39-5	39-5	「酒税法」等の一部改正に伴い所要の整備を行った。
39-7	39-7	